

刑法中
違警罪
假名讀

内田安兵衛編輯

全

特39

805

東
新

新刊書會古教本日大			
室四第			
一册	号	二架	三函

百
身
一
册

035883-000-8

特39-805

刑法中違警罪假名讀

内田 安兵衛 / 編

M13

BBP-0471



官許明治十三年九月

刑法中
違警罪
假名讀

東京書林

宝來社

特39
505

叙

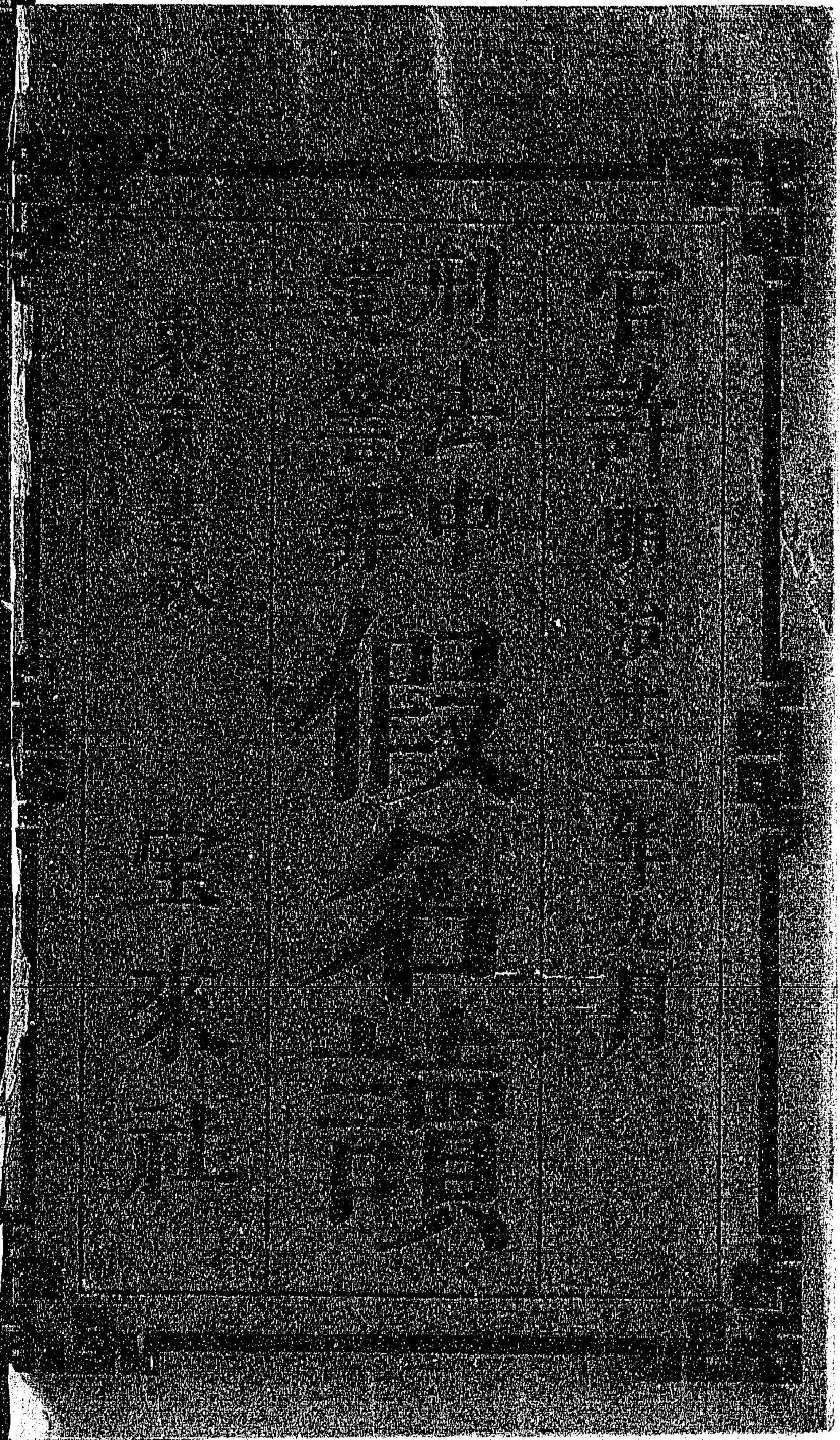
一 此書の刑法治罪法として先小漢文
漢語を以て校正したる者あり然
るに農商工一目小解一難く茲に
今刑法中違警罪と音と訓とと平
和訓入りて童蒙婦女子小も解
安かりきぬ人事と専らよき

編者述

叙

一 此書ハ刑法治罪法トシテ先ハ漢文
 漢語ト以テ校正シタル者アリ然
 ？ 以農商工一目小解難ク茲ニ
 今刑法中違警罪ト音ト訓ト平
 和訓入ルテ童蒙女子小解
 安カクモ人事ト專ラズモ
 解

編者述



目録

○第一章 法例

○第二章 刑例

第一節 重罪の刑名

同 輕罪の刑名

同 違警罪刑名

○第六章 風俗と害を了る罪

○第七章 身體小對を了る罪

○第三編 身體財産に對する重罪輕罪

○第一節 謀殺故殺の罪

○第二節 毆打創傷の罪

○第四節 過失殺傷の罪

○第九節 幼者又は老疾者と遺棄を了る罪

○第十三節 祖父母父母に對する罪

○第三節 遺失物埋藏物に關する罪

○第七節 放火失火の罪

○第八節 決水の罪

○第九節 船舶と覆没したる罪

○第十節 家屋物品と毀壞し及び動植物と害したる罪

○第四編 違警罪 七十一ヶ條

總計次目二十條

刑法第一編總則

内田安兵衛編輯

第一章法例

第一條 凡そ法律に於て罰を可き罪及び別

て三種と爲す

一 重罪

二 輕罪

三 違警罪

第二條 法律の正條ありき者の何等の所為

と雖も之と罰せしむる事を得ず

第三條 法律の頒布以前に係る犯罪及

ば是事を得ず

若し所犯頒布以前に在りて未だ判決を

經ざる者の新舊の法を比照し輕きを

從て處断す

第四條 此法律の陸海軍に關する法律

以て論じ可き者も適用せしむる事を得ず

第五條 此刑法に正條なくして他の法律

規則に刑名ありき者の各其法律規則に從ふ

若し他の法律規則に於て別な總則を

掲げざる者の此刑法の總則に從ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑の主刑及び附加刑と爲主刑に

之と宣告は

附加刑の法律に於て其宣告せしむる者と

宣告せしむる者と定む

第七條 左の記載したる者をして以て重罪の

主刑と為は

一 死刑 四 無期流刑 七 輕懲役

二 無期徒刑 五 有期流刑 八 重禁獄

三 有期徒刑 六 重懲役 九 輕禁獄

第八條 左の記載したる者をして以て輕罪の

主刑と為は

一 重禁錮 二 輕禁錮 三 罰金

第九條 左の記載したる者をして以て違警罪

の主刑と為は

一 拘留 二 科料

○第五十九條 主刑に左の年限を從て期

滿免除を得

- 一 死刑ハ三十年
 - 二 無期徒刑ハ二十五年
 - 三 有期徒刑ハ二十年
 - 四 重懲役重禁獄ハ十五年
 - 五 輕懲役輕禁獄ハ十年
 - 六 禁錮罰金ハ七年
 - 七 拘留科料ハ一年
- 第七十二條 拘留科料ハ該る者加減せらる

き時ハ禁錮罰金の例ニ照シ其四分の一
 々加減せらるる以テ一等とならん
 違警罪の刑ハ加へる輕罪ニ入る事々得
 る但し拘留ハ加へて十二日小至る事々
 得減して一日小降る事々得る科料ハ加
 へる二圓四十錢ニ至る事々得減して五
 錢以下小降る事々得ず

第八十三條 違警罪ハ滿十六歳以上二十

歳トシ不ミ満ミぎラる者ノと雖モ其ノ罪ヲ宥ユル恕スまス事ト
と得ユビ

満ミ十二歳以上十六歳不ミ満ミぎラる者ノ其ノ罪ヲ
と宥ユル恕スして本ノ刑ニ一ノ等トと減ヘむ十二歳に

満ミぎラる者ノ及ビ瘖オン哑ノ者ノ其ノ罪ヲ論ズむ

第四節 私印私書と偽造たる罪

第二百八條 他人ノ私印ニ偽造シて使用ス
したる者ノ六月以上五年以下ノ重禁錮

不ミ處ス一ノ五十圓以下ノ罰金ト附加ス
若シ他人ノ印影ト盗用シたる者ノ一ノ等

第二百九條 為替手形其他裏書と以て賣

買ハむべき證書若シハ金額ト交換シ可キ
約定手形と偽造シ又ハ増減ト交換シて行ハく
使ハしたる者ノ輕懲役ニ處スむ
其手形證書不ミ詐偽ノ裏書ト為シて行使

一たる者亦同ト

第六章 風俗と害を罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行と為し

者ハ三圓以上三十圓以下の罰金と

處を

第二百五十九條 風俗と害を猥褻の物

品と公然陳列し又ハ販賣したる者ハ四

圓以上四十圓以下の罰金ハ處を

第二百六十條 賭場を開張して利を圖る

又ハ博徒を招結したる者ハ三月以上一

年以下の重禁錮ハ處し十圓以上百圓以

下の罰金と附加を

第二百六十一條 財物を賭し現ハ博奕を

為したる者ハ一月以上六月以下の重禁

錮ハ處し五圓以上五十圓以下の罰金と

附加を其情を知りて彦屋を給與したる

者亦同 | 但 | 飲食物と賭きる者ハ此
限ハ在ラズ賭博ノ器具財物其現場ハ在
る者ハ之モ没収ス

第三編 身體財産ハ對スル重罪輕罪

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二百九十二條 豫メ謀テ人ヲ殺シ

者ハ謀殺ノ罪ト爲シ死刑ハ處ス

第二百九十三條 毒物ヲ施用シテ人ヲ殺

シタル者ハ謀殺ヲ以テ論シ死刑ハ處ス

第三節 殺傷ハ關スル宥恕及び不諭罪

第三百九條 自己ノ身體ハ暴行人ト受け

シ小因マ直ニ怒リヲ發シ暴行人ト殺傷

シタル者ハ其罪ト宥恕ス

但シ不正ノ所為ニ因リ自ら暴行ト招キ

タル者ハ此限ハ在ラズ

第三百十條 殴打シテ互ニ創傷シ其手ト

下^レの先後^ニ知^ル事能^ハざる者^ハ各其^ノ罪^ヲ宥^ム恕^ス者^ト事^ト得^ル

第三百十一條

本^レ夫^ハ其^ノ妻^ノ姦^通ヲ覺^チ知^ル

姦^ト所^ニ於^テ直^ニ不^シ姦^ト夫^ハ又^ハ姦^ト婦^トヲ殺^シ傷^ム

た^ル者^ハ其^ノ罪^ヲ宥^ム恕^ス者^ト但^シ本^レ夫^ハ先^ニ不^シ

姦^ト通^スヲ縱^ニ容^ムた^ル者^ハ此^ノ限^ニ在^ラズ

第二百九十九條

人^トヲ毆^キ打^キ創^シ傷^ム因^テ死^ス

不^シ致^シた^ル者^ハ重^キ懲^メ役^ト不^シ處^ス

第三百五十三條

有^ル夫^ハ婦^ト姦^通シ^テた^ル者^ト

ハ六月以上二年以下の重^キ禁^メ錮^ス不^シ處^ス其^ノ

相^シ姦^ス者^ハ亦^シ同^シト

此^ノ條^ノ罪^ハ本^レ夫^ハ誥^シ訴^スヲ待^テ其^ノ罪^ヲ論^ズ

但^シ本^レ夫^ハ先^ニ姦^ト通^スヲ縱^ニ容^ムた^ル者^ハ告^ス

訴^ノ效^ヲ

第三節

遺^失物^埋藏^ノ關^スル罪^ト

第三百八十五條

遺^失物^及び漂^流ノ物^品

拾得^{シヨク}て隠匿^{カクニ}し所有主^{ショウユウシユ}に還付^{カヘサス}せざ又ハ
官署^{カンシヨ}ニ申告^{カクシ}せざ者^{モノ}ハ十一日^{カクニ}以上三月
以下^{カクニ}の重禁錮^{ジュンギン}ニ處^シす又ハ二圓^{ニエン}以上二十
圓^{ニエン}以下^{カクニ}の罰金^{バツキ}ニ處^スす

第三百八十六條 他人^{タニ}の所有^{ショウユウ}地内^{チノウチ}ニ於^テ
埋藏^{マシヤウ}の物品^{モノ}ヲ掘得^{ウツク}て隠匿^{カクニ}したる者^{モノ}ハ亦
前條^{ゼンジョウ}ニ同^シシ

第三百八十七條 此節^{ココノセウ}ニ記載^{キザイ}したる罪^{ツミ}ヲ

犯^{カチ}したる者^{モノ}第三百七十七條^ノに掲^ケげたる
親屬^{シンリョク}ニ係^{ケル}る時^{トキ}ハ其罪^{シノツミ}ニ論^ズせし

第七節 放火^{ハツカ}失火^{シツカ}の罪^{ツミ}

第四百二條 火^ヒヲ放^ツて人^{ヒト}の住居^{ジュキョ}したる家^カ
屋^ヤヲ燒燬^{ヤク}したる者^{モノ}ハ死刑^{シヨウ}ニ處^スす

第四百三條 火^ヒヲ放^ツる人^{ヒト}の住居^{ジュキョ}せざる家^カ
屋^ヤ其他^カの建造物^{ケンゾウモノ}ヲ燒燬^{ヤク}したる者^{モノ}ハ無期^{ムキ}
徒刑^{トキ}ニ處^スす

第四百四條 火を放り廢屋及び柴草肥料等と貯ふる屋舎を燒燬したる者の重懲役小處を

第四百五條 火を放て人と乘裁したる船漚車を燒燬したる者の死刑小處を
其人と乘裁せざる船漚車小係る時の重懲役小處を

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀麥又の露積したる柴草竹木其他の物件を燒燬したる者の輕懲役小處を

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者の二月以上二年以下の重禁錮小處を

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視小處を
第四百九條 火を放して人の家屋財産を

燒燬しつゝ者ハ二圓以上二十圓以下の
罰金小處也

第四百十條 火藥其他激發性可き物品又
ハ煤氣井蒸氣罐と破裂せしめて人の家
屋財産と毀壞しつゝ者ハ其故意小出
と過失とを分ち放火失火の例に照して
處断也

第八節 決水の罪

第四百十一條 提防と決潰し又ハ水閘と
毀壞して人の住居しつゝ家屋と漂失し
たる者ハ無期徒刑に處也

若くハ人の住居せざる家屋其他の建造
物と漂失しつゝ者ハ重懲役小處也

第四百十二條 提防と決潰し水閘と毀壞
しつゝ田圃礦坑牧場等と荒廢しつゝ者ハ
輕懲役小處也

第四百十三條 他人の便益と損し又の自
 己の便益と圖り爲め提防と決潰し水閘
 と毀壞し其他水利と妨害しつる者は一
 月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以
 上二十圓以下の罰金と附加せ
 第四百十四條 過失因て水害と起しつる
 者ハ失火の刑に照しつて處斷せ
 第九節 船舶と覆没せし罪

第四百十五條 衝突其他の所爲と以て人
 と乗裁しつる船舶と覆没しつる者ハ死
 刑ハ處せ但し船中死亡せき時ハ無期徒刑
 刑に處せ
 第四百十六條 前條の所爲と以て人と乗
 裁せしつる船舶と覆没しつる者ハ輕懲役
 小處せ

第十節 家屋物品と毀壞し及ひ動植

物と害する罪

第四百十七條

人の家屋其他の建造物と

毀壞しし者ハ一月以上五年以下の重

禁錮ニ處シ二圓以上五十圓以下の罰金

と附加ス

因テ人ト死傷ニ致シし者ハ殴打創傷

の各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第四百十八條

人の家屋ニ屬スル牆壁及

び園池の裝飾又ハ田圃の樊圍牧場の柵

欄と毀壞しし者ハ十一日以上三月以

下の重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上二十圓

以下の罰金ニ處ス

第四百十九條

人の桑柵竹木其他需用の

植物と毀損しし者ハ十一日以上六月

以下の重禁錮ニ處シ又ハ三圓以上三十

圓以下の罰金ニ處ス

第四百二十條 土地の境界を表示する物
件を毀壞し又の移轉しする者の一月以
上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二
十圓以下の罰金と附加せしむ
第四百二十一條 人の器物を毀棄しする
者の十一月以上六月以下の重禁錮に處
し又の三圓以上三十圓以下の罰金に處せ
第四百二十二條 人の牛馬を殺しする者

ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二
圓以上二十圓以下の罰金と附加せしむ
第四百二十三條 前條に記載しする以外
の家畜を殺しする者の二圓以上二十圓
以下の罰金に處せ但被害者の告訴を待
て其罪を論ぜしむ
第四百二十四條 人の権利義務を關する
證書類を毀棄滅盡したる者の二月以上

四年以下の重禁錮不處一三圓以上三十圓以下の罰金と附加せ

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件と犯したる者

一 三日以上十日以下の拘留不處一又ハ

一圓以上一圓九十五錢以下の科料不處ハ

一 規則と遵守せむしハ火薬其他破裂を可

き物品と市街に運搬したる者

金一圓以上一圓九十五錢の科料

二 規則と遵守せむしハ火薬其他破裂を可

き物品又ハ自ら火を發せ可き物品を貯

藏したる者 金一圓以上一圓九十五錢科料

三 官許と得むしハ烟火と製造一又ハ販賣

したる者 金一圓以上一圓九十五錢科料

四 人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他

火器と玩びたる者 金一圓以上一圓九十五錢科料

五 蒸氣器械其他烟筒火籠之建造修理一及
び掃除せし規則に違背しし者

金一圓以上一圓九十五錢科料

六 官署の督促を受け崩壊せんとする家
屋牆壁の修理を為さざる者

金一圓以上一圓九十五錢科料

七 官許を得ずして死屍を解剖しし者

金一圓以上一圓九十五錢科料

八 自己の所有地内死屍あり事を知り官
署に申告せざり又ハ他所に移しし者

金一圓以上一圓九十五錢科料

九 人と毆打して創傷疾病に至らざる者

金一圓以上一圓九十五錢科料

十 密に賣淫を爲し又ハ其媒合容止を爲し
たる者

金一圓以上一圓九十五錢科料

十一 人の住居せざる家屋内に潜伏しし者

金一圓以上一圓九十五錢科料

三定^{三つ}と^つる住居^{しやうきよ}なく平常^{へいじやう}營生^{えいせい}の産業^{さんぎやう}なく
し^して諸方^{しよほう}に緝細^{しやくさい}する者^{もの}

金一圓以上一圓九十五錢科料

主官^{しゆくわん}許^{もと}の墓地^{ぼち}外^{ほか}に於^おけり私^しに埋葬^{まいざう}したる
者^{もの} 金一圓以上一圓九十五錢科料

古違^{こゝたひ}警罪^{けいざい}の犯人^{かんにん}と曲庇^{まがひ}たる爲^{ため}に偽証^{ぎせう}したる
者^{もの}但^{ただ}し被告人^{びやうごにん}偽証^{ぎせう}の爲^{ため}に刑^{けい}を免^{まぬ}かせる

たる時^{とき}に 第二百十九條^{にひゃくにじゅうきゅうじやう}の例^{れい}に従^{したが}ふ

第四百二十六條^{しやうはちひやくにじゅうろくにじやう} 左^{ひだり}の諸件^{しよけん}と犯^おしたる者^{もの}

二日^{ふたひ}以上五日^{ごひ}以下の拘留^{かうりゆう}し處^{ところ}し又^{また}は

五十錢^{ごじゅうせん}以上一圓^{いちげん}五十錢^{ごじゅうせん}以下の科料^{かりょう}し處^{ところ}す

一 人家^{にんが}の近傍^{きんぱう}又^{また}は山林^{さんりん}田野^{でんや}に於^おけり濫^{らん}ざり

に火^ひと焚^{たき}く者^{もの} 金五十錢^{ごじゅうせん}以上一圓^{いちげん}五十錢^{ごじゅうせん}科料

二 水火^{すゐか}其他^{こゝた}の變^{へん}に際^{さい}し官吏^{くわんし}より防衛^{ぼうえい}すべ

きの求め^{もとめ}を受け^{うけ}傍觀^{ぼうくわん}し^して之^{これ}を肯^{かた}せざる者^{もの}

金五十錢以上一圓五十錢科料

三不熟の菓物又ハ腐敗し、飲食物を販賣する者

金五十錢以上一圓五十錢科料

四健康を保護する為め設けたる規則又ハ傳染病豫防規則を違背したる者

五人の通行をべき場所小ある危険の井溝其他凹所小蓋又ハ防圍を爲さざる者

金五十錢以上一圓五十錢科料

六路上小於て犬其他の獸類を吠し又ハ驚

逸せしめたる者

七發狂人の看守と怠り路上小徘徊せしめたる者

金五十錢以上一圓五十錢科料

八狂大猛獸等の繋鎖と怠り路上小放ちたる者

金五十錢以上一圓五十錢科料

九變死人の檢視を受けつゝて埋葬したる者

金五十錢以上一圓五十錢科料

金五十錢以上一圓五十錢科料

十基碑及ひ路上の神佛を毀損し又ひ汚瀆し者 金五十錢以上一圓五十錢科料

土神祠佛堂其他公の建造物を汚瀆し者 金五十錢以上一圓五十錢科料

者

士公然人と罵詈嘲弄し者但し訴を待

て其罪と論ま

第四百二十七條 左の諸件を犯し者

ハ一日以上三日以下の拘留不處を又ハ

二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に

處ま

一 濫りに車馬を疾驅し行人の妨害と爲

したる者 金二十錢以上一圓二十五錢科料

二 制止を肯せしめて人の群集したる場所

小車馬を牽きたる者

金二十錢以上一圓二十五錢科料

三 夜中燈火をくして車馬を疾驅したる者

金二十錢以上一圓二十五錢科料

四 木石等と道路小推積して防圍と設けむ

又ハ標識の點燈と怠りたる者

金二十錢以上一圓二十五錢科料

五 瓦礫と道路家屋園圃小投擲して者

金二十錢以上一圓二十五錢科料

六 禽獸の死屍と道路小棄擲し又ハ取除か

金二十錢以上一圓二十五錢科料

七 汚穢物と道路家屋園圃小投擲して者

金二十錢以上一圓二十五錢科料

八 警察の規則に違背して工商の業と為し

金二十錢以上一圓二十五錢科料

九 醫師穩婆事故ありして急病人の招きに

金二十錢以上一圓二十五錢科料

十 死亡の申告と為さばして埋葬して者

金二十錢以上一圓二十五錢科料

十一 流言浮説と為して人々を誑惑しつゝ者

金二十錢以上一圓二十五錢科料

十二 妄言に吉凶禍福を説き又ハ祈禱符呪等

を爲し人々を惑はして利を圖る者

十三 私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け又ハ

軒楹を出しつゝ者科料金二十錢以上一圓二十五錢以下

十四 官許を得て路傍又ハ河岸小床店等

を開きたる者科料金二十錢以上一圓二十五錢以下

十五 路上の植木市街の常燈及び廁場等と毀

損しつゝ者科料金二十錢以上一圓二十五錢以下

十六 道路橋梁其他の場所ハ榜示しつゝ通行

禁止及び指道標の類と毀棄汚損しつゝ者

科料金二十錢以上一圓二十五錢以下

第四百二十八條 左の諸件と犯しつゝ者

ハ一日の拘留小處一又ハ十錢以上一圓

以下の科料小處也

一 官署より價額を定めたる物品を定價以上

上の販賣しし者 科料金十錢ヨリ一圓ニ至

二 渡船橋梁其他の場所於て定價以上の

通行錢を取又の故かく通行を妨げた

る者 科料金十錢ヨリ一圓ニ至

三 渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に

於て其定價と出さざして通行しし者

科料金十錢ヨリ一圓ニ至

四 路上於て賭博の類を商業を為した

る者 科料金十錢ヨリ一圓ニ至

五 官許を得て劇場其他觀物場を開き

及び其規則を違背しし者 科料金十錢ヨリ一圓ニ至

六 溝渠下水と毀損し又の官署の督促を受

けて溝渠下水と浚はざる者 科料金十錢ヨリ一圓ニ至

科料金十錢ヨリ一圓ニ至

七 制止と肯ぜざして路傍に食物其他の商

品と羅列しつゝ者 科料金十錢ヨリ一圓ニ至

八 官許と得せしむて獸類と官有地を放ち又

の牧畜しつゝ者 科料金十錢ヨリ一圓ニ至

九 身體に刺文と爲し及び之を業とせし者

科料金十錢ヨリ一圓ニ至

十 他人の繋ぎたる牛馬其他の獸類を解放

科料金十錢ヨリ一圓ニ至

十一 他人の繋ぎたる舟筏を解放しつゝ者

科料金十錢ヨリ一圓ニ至

第四百二十九條 左の諸件を犯したる者

は五錢以上五十錢以下の科料を處せ

一 橋梁又ハ堤防の害と爲る可き場所を舟

筏と繋ぎたる者 科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

二 牛馬諸車其他物件の道路を横たへ又ハ

木石薪炭等と推積して行人の妨害を

一 ぐる者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

三 車馬と並へ牽て行人の妨害と爲る者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

四 水路に於て舟と並べ通舟の妨害と爲る者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

五 氷雪塵芥等と路上に投棄しぐる者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

六 官署の督促を受けて道路の掃除と爲る者

ぐる者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

七 制止と肯ぜがし路に遊劇と爲る行人の妨害と爲る者

人の妨害と爲る者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

八 牛馬と牽き又ハ繋ぐ事と忽りせにぐる行人の妨害と爲る者

行人の妨害と爲る者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

九 出入と禁止しぐる場所に出入し

たる者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

十 通行禁止の標示を犯して通行しつゝ者

十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯

ぜざる者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

十二 酔酩して路上に喧噪し又ハ醉伏しつゝ者

者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

十三 路上の常燈を消しつゝ者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

十四 人家の牆壁に貼紙及び樂書しつゝ者

十五 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼

紙其他報告の標標等と毀損したる者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又

ハ花卉を採折しつゝ者

科料金五錢ヨリ五十錢ニ至

十七 公園の規則を犯しつゝ者

大通路（大）あき他人（大）の田（大）甫（大）と通行（大）し又ハ牛馬
 と牽入（大）せたる者 科料金五錢ヨリ五十錢ニ至
 第四百三十條 前數條（大）不記載（大）せるハ外各
 地方（大）の便宜（大）より定むる所の違警罪（大）を
 犯（大）し者（大）ハ其罰則（大）不從（大）て處斷（大）せ
（大）オシヨウキ

定額十錢

出版 明治十三年

編輯人

内田安兵衛

日本橋區龜島町二丁目三番地

九月八日

出版人

橋本定吉

淺草區馬道町二丁目四番地

御届 全月出版

發兌書林

日本橋通二丁目

須原屋茂兵衛

同 二丁目

山城屋佐兵衛

芝三嶋町

和泉屋市兵衛

日本橋通二丁目

大倉孫兵衛

同 通四丁目

大和屋喜兵衛

